

## 【不祥事根絶に向けた本校の決意】（行動基準）

- 1 私たちは、子どもたちを守り、育てます。
- 2 私たちは、法令を遵守します。
- 3 私たちは、不祥事を許しません。
- 4 私たちは、地域に開かれた学校にします。
- 5 私たちは、暴力・体罰を許しません。

## 不祥事根絶のための行動計画

区分	本校の課題	行動目標	取組内容	点検方法等
教職員の規範意識の確立と研修時間の確保	○服務研修において、職員一人一人が自分事として捉える深みのある研修になりにくい。	○服務研修の方法や内容等を見直し、より体験的な研修を実施して研修効果を実感できるようにする。 ○タイムリーな情報提供を心がけるとともに計画的な研修を実施していく。	○規範意識の確立のための資料を職員室内の目に触れやすい場所に提示する。 ○服務研修において、職員間での協議の場を設け、研修内容を深める。	○学期に1回、服務研修についてのアンケート調査を行う。
学校組織としての不祥事防止体制の確立と組織の活性化	○研修資料や内容が繰り返す毎に類似していきマンネリ化する可能性を含んでいる。	○教職員同士のコミュニケーションをさらに促進し、組織で仕事を進めることができるようにする。 ○様々な情報から研修に有効な資料を集める。そのために情報収集の視野を広くしていく。	○広島県の資料を活用しつつ、インターネット等を使って、他県の実践資料を収集する。 ○担当者だけが研修を行うのではなく、校務分掌等を使って役割分担していくことで、一人一人が自分の問題として受け止め、実践しようとする意識を醸成する。	○月に1回、不祥事防止委員会で情報交換を行い、状況を把握する。 ○長期休業中において、外部講師による服務研修を実施することを年間計画に明記する。
相談体制の充実	○SC やSSW による相談において、保護者への周知が十分できていない。	○「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」の周知を繰り返し行い、相談しやすい体制をつくる。 ○迅速な相談体制の確立	○学校だよりで保護者等に相談窓口を周知するとともに、校舎内全ての教室にポスターを掲示し、担当の教職員を明示する。 ○学期に一回、体罰・セクハラについてのアンケートを児童・保護者を対象に行い、それぞれの事案に生徒指導主事を中心として組織的に対応する。 ○SC による相談、SSW による相談について、必要に応じて学校から案内を出し、保護者に周知する。	○生徒指導主事を中心として、相談内容を教職員で共有する。